

滋賀県食育推進計画（第3次）
（案）

平成30年（2018年）3月
滋賀県

滋賀県食育推進計画（第3次）目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の趣旨	
2.	計画の位置づけ	
3.	計画期間	
第2章	食をめぐる現状と課題	2
1.	これまでの食育の取組状況	
2.	滋賀県食育推進計画（第2次）目標項目の評価と課題	
第3章	計画のめざすもの	11
1.	基本理念	
2.	滋賀の食育を進めるための3つの視点	
第4章	施策の展開	12
1.	子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進	12
(1)	家庭における食育推進	
(2)	学校、保育所等における食育推進	
(3)	地域、企業等における食育推進	
(4)	豊かな高齢期のための食育推進	
(5)	情報の共有・発信	
2.	地域の食文化継承と環境と共生する滋賀ならではの食育の推進	15
(1)	もったいないの心と地域の食文化の継承	
(2)	地産地消の推進	
(3)	生産者と消費者の交流促進	
(4)	安心・安全で琵琶湖に優しい「環境こだわり農業」の推進	
3.	県民との協働による食育運動の展開	18
(1)	食育推進体制の整備	
(2)	食育推進活動者の育成・支援	
(3)	食育推進運動の普及・定着	
第5章	食育の推進に向けて	20
1.	食育推進の体制と役割	
2.	計画推進に向けた指標と数値目標	
3.	計画の進行管理	

注 本文中の※は、用語説明参照

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

「食」は命の根源であり、生きていくために食は欠かせません。健全な食生活を日々実践し、おいしく、楽しく食べることは健康で心豊かな暮らしの実現につながります。

現代は、食を取り巻く社会環境が大きく変化し、いつでも、どこでも食べ物を手にすることができるようになりました。便利な反面、食の価値観が多様化し、食べ物により生かされていること、食べ物を作り育て調理する人への感謝の気持ちを感じることができなくなっています。このような中、こころと体を育む「食」を知り、感じ、身につけられる食育が改めて必要な時代となっています。

本県では、食育推進計画(平成19年度から平成24年度)および第2次食育推進計画(平成25年度から平成29年度まで)を策定し、琵琶湖やそれを囲む河川、農地、里山など体験の場が身近にかつ豊富にある滋賀の特性を生かした食育を、行政および関係機関、団体が連携・協力して推進してきました。

その結果、食に関わる様々な機関、団体において食育事業が実施され、県内全市町において食育推進計画が策定されるとともに、食育に関わるボランティア数、やせの人の割合、良く噛んで味わって食べることに関心がある人、学校給食における地場産物を使用する割合等に改善がみられるなど、食育の取組が進んできました。

しかし、朝食を欠食する人の割合、肥満者の割合、バランスのとれた食事を心がける人の割合、食育への関心等改善が見られないものも多く、食をめぐる課題は依然として多い状況です。

このような状況を踏まえ、子どもたちの体験を通じた食育や、地域の食文化の継承を引き続き進めると共に、生活習慣病予防のための食育、食に関する課題が特に多い若い世代への食育の推進、共食の推進など、本県の特性を生かし、総合的かつ計画的に食育を推進するため、「滋賀県食育推進計画(第3次)」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、同法第17条第1項に定める「都道府県食育推進計画」として、すべての食育関係者(行政、教育、農林漁業者、関連事業者)ならびに県民がそれぞれの役割に応じて連携・協力しながら食育に取り組むための基本指針とします。

なお、本計画は本県の「健康いきいき21—健康しが推進プラン—」「滋賀県食の安全・安心推進計画」「滋賀県農業・水産業基本計画」「学校教育の指針」等関係計画との整合と調和を図りながら実施するものとします。

3. 計画期間

本計画の期間は、関連計画である「健康いきいき21—健康しが推進プラン—」と同様、平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)までの6年間とし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合には、必要な見直しを行うものとします。

第2章 食をめぐる現状と課題

1. これまでの食育の取組状況

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」（食育基本法第1条）ことを目的として、平成17年6月に食育基本法（平成17年法律第63号）が制定されました。

本県では、同法第17条第1項に基づく都道府県食育推進計画を平成19年6月に作成し、県、市町、関係機関、団体等が連携協力しながら基本施策に基づく食育の取組を進めてきました。平成24年度に第1次計画の評価を行ったところ、食育推進計画を策定している市町数、食育体験を実施する小学校数が増加するなど、食育推進体制が整い、子どもたちの食育体験が進みました。

平成25年度からの滋賀県食育推進計画（第2次）では、第1次計画の評価を踏まえ体験を通じた子どもへの食育をさらに進めるとともに、生活習慣病予防のための食育推進、家庭や地域における共食の推進により、食を通じた豊かな人間形成への取組を進めてきました。

2. 滋賀県食育推進計画（第2次）目標項目の評価と課題

滋賀県食育推進計画（第2次）において設定した11の項目の達成状況については表1のとおりです。

第2次計画策定時と直近値を比較し、目標達成した項目は◎、目標値に近づいている項目は○、改善していない項目は△としました。各項目の詳細は、P4からのとおりです。

表1 滋賀県食育推進計画（第2次）目標項目と基準値、現状値、目標値、評価

項目	基準値 (第2次計画策定時)	現状値	目標値 (H29)	評価
①やせの人の割合の減少 女性 15～19 歳	30.6%	20.5%	15%	○
女性 20 歳代	24.6%	20.4%	15%	○
②肥満者の割合の減少 男性 20～60 歳代	25.1%	25.8%	22%	△
③朝食の欠食率の減少 小 5	2.4%	2.8%	1%	△
中 2	6.0%	5.1%	3%	○
高 2	10.4%	8.4%	5%	○
男性 20 歳代	25.9%	24.3%	15%	○
男性 30 歳代	20.2%	18.7%	15%	○
④一人で食事をする人の割合の減少 朝食 12～14 歳	14.0%	15.1%	減少	△
朝食 15～19 歳	29.2%	31.6%	減少	△
夕食 12～14 歳	0.7%	0.2%	減少	○
夕食 15～19 歳	2.8%	2.0%	減少	○

⑤バランスのとれた食事に気をつけている人の割合の増加 20 歳代男性	19.5%	18.1%	30%	△
20 歳代女性	34.4%	33.3%	55%	△
30 歳代男性	26.3%	28.0%	35%	○
30 歳代女性	57.3%	55.1%	65%	△
40 歳代男性	32.2%	28.8%	45%	△
40 歳代女性	65.4%	62.1%	70%	△
⑥良く噛んで味わって食べることに関心のある人の割合の増加	52.0%	72.5%	65%	◎
⑦学校給食における地場産物を使用する割合の増加	24.9%	29.7%	28%	◎
⑧環境こだわり農産物の栽培面積の増加	14,445ha	15,550ha	18,000ha	○
⑨食育に関心を持つ県民の割合の増加	64.4%	60.1%	90%以上	△
⑩食育ボランティア数の増加	3,341 人	4,157 人	3,700 人	◎
⑪食育推進計画を策定している市町の増加	89.5%	100%	100%	◎

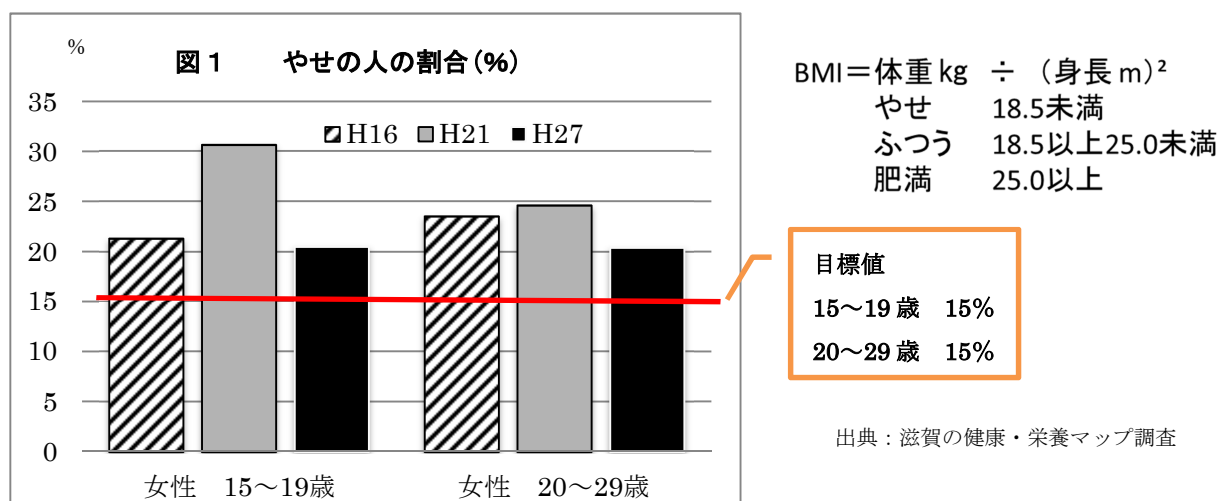
表2 滋賀県食育推進計画（第2次）目標項目の出典とデータの年次

項目	出典	使用データ
やせの人の割合、肥満者の割合 朝食の欠食率(男性 20 歳代、30 歳代) 一人で食事をする人の割合 バランスのとれた食事に気をつけている人の割合 食育に関心を持つ県民の割合	滋賀の健康・栄養マップ調査（滋賀県）	H21,H27
朝食の欠食率(小 5、中 2、高 2)	朝食摂取状況調査 (滋賀県教育委員会)	H23,H28
良く噛んで味わって食べることに関心のある人の割合	滋賀の医療福祉に関する県民意識調査（滋賀県）	H24,H28
学校給食における地場産物を使用する割合	地場産物活用状況調査 (滋賀県教育委員会)	H23,H28
環境こだわり農産物の栽培面積の増加	滋賀県食のブランド推進課調べ	H23,H28
食育ボランティアの数 食育推進計画を策定している市町	食育推進計画等に関する調査（国）	H23,H28

①やせの人の割合

平成 27 年度に実施した「滋賀の健康・栄養マップ調査」によると、女性の 15～19 歳、20 歳代ともに平成 21 年度に行った同調査と比較して、やせの人の割合は減少していますが、目標値には達成していません。

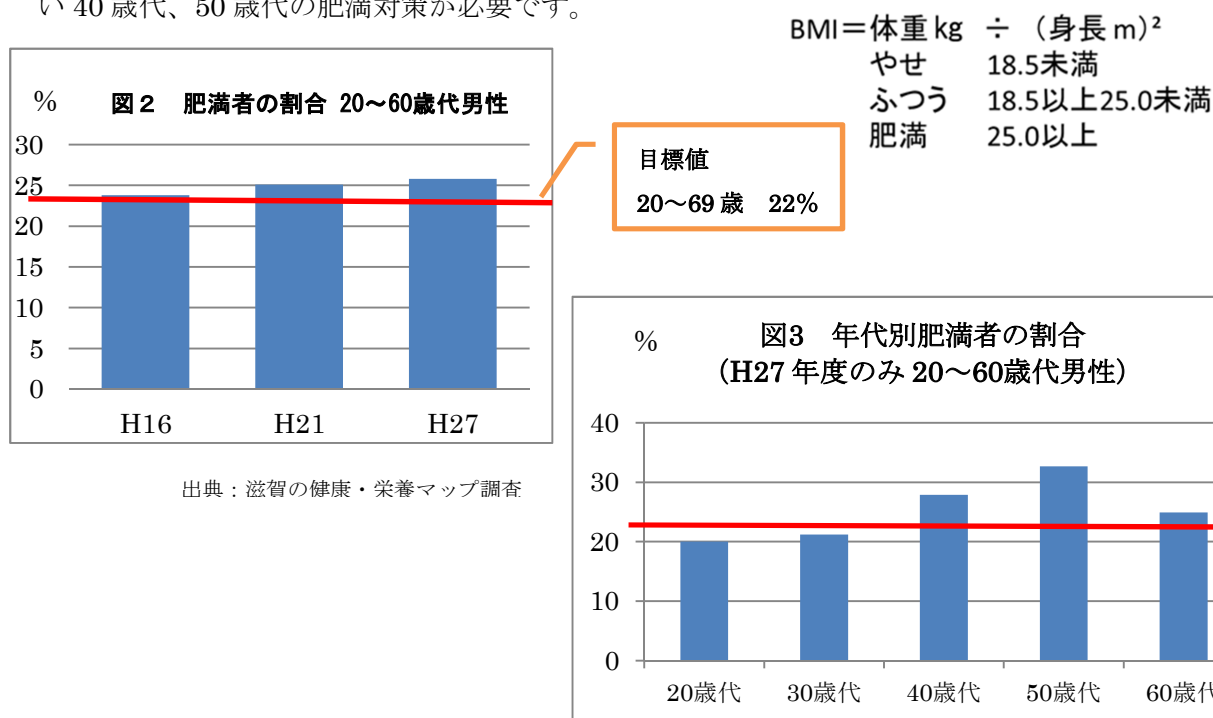
若い女性のやせは、低出生体重児増加の要因の一つでもあるため、引き続き適正体重の維持ややせの弊害について普及啓発が必要です。



②肥満者の割合

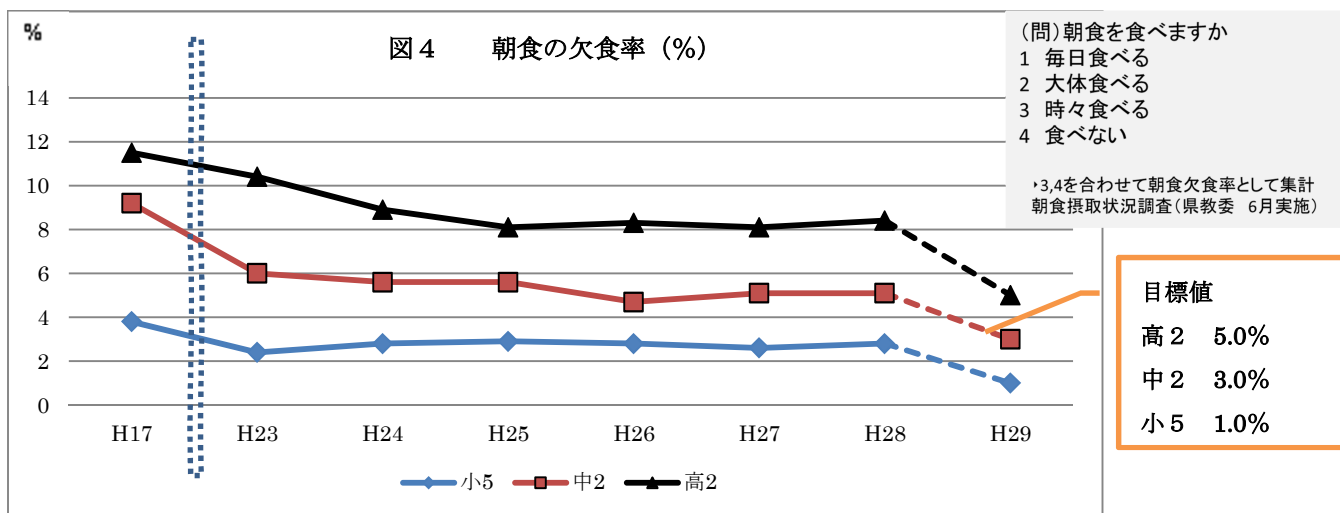
平成 27 年度に実施した「滋賀の健康・栄養マップ調査」によると、20～60 歳代男性について、平成 21 年度に行った同調査と比較して、肥満者の割合は増えています。

肥満は循環器疾患や糖尿病等の生活習慣病の発症リスクであることから、特に割合の高い 40 歳代、50 歳代の肥満対策が必要です。

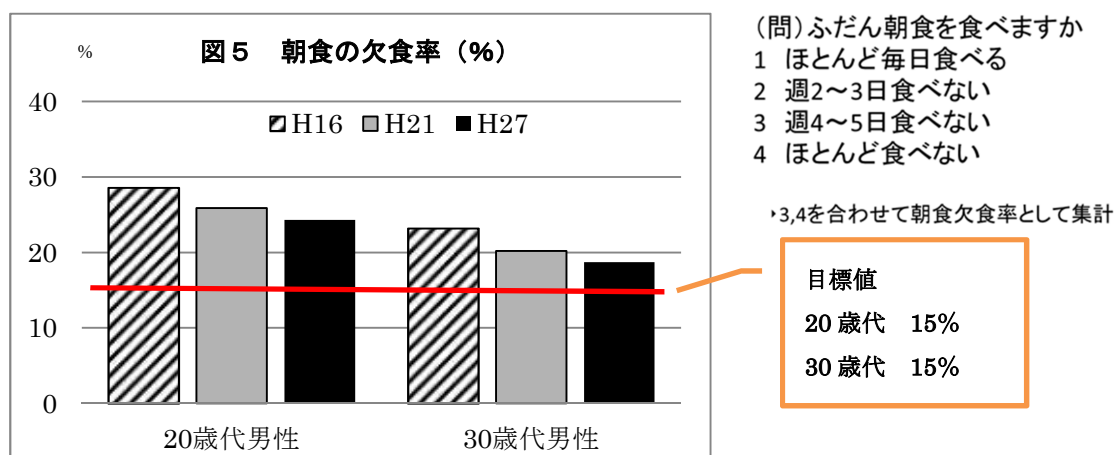


③朝食の欠食率

小中学生・高校2年生を対象に、県教育委員会が毎年6月に実施している朝食摂取状況調査結果によると、中学2年生と高校2年生について、平成28年度と平成23年度と比較したところ、朝食欠食割合が減少しています。



成人の朝食欠食率は、平成27年度に実施した「滋賀の健康・栄養マップ調査」によると、平成21年度に実施した同調査と比べて、20歳代男性、30歳代男性ともに減少しています。

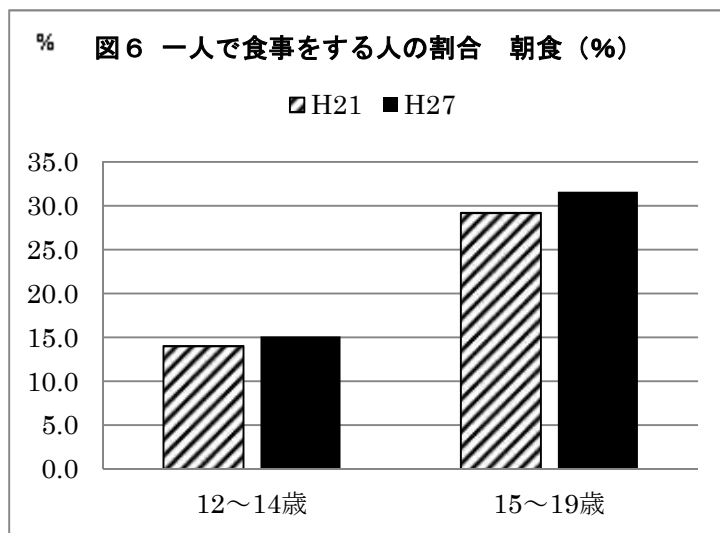


出典：滋賀の健康・栄養マップ調査

朝食欠食者の割合は第1次計画策定後減少傾向にありますが、目標値には届いておらず、特に若い世代は他の年代に比べて朝食を欠食する割合が依然として高いため、今後も引き続き取組を推進する必要があります。

④一人で食事をする人の割合

平成 27 年度に実施した「滋賀の健康・栄養マップ調査」によると、家族と一緒に朝食を食べる日数について、「一緒に食べる日はない」と回答した人の割合は、朝食について平成 21 年度に実施した同調査と比べて 12～14 歳、15～19 歳ともに増加しています。



目標値

減少

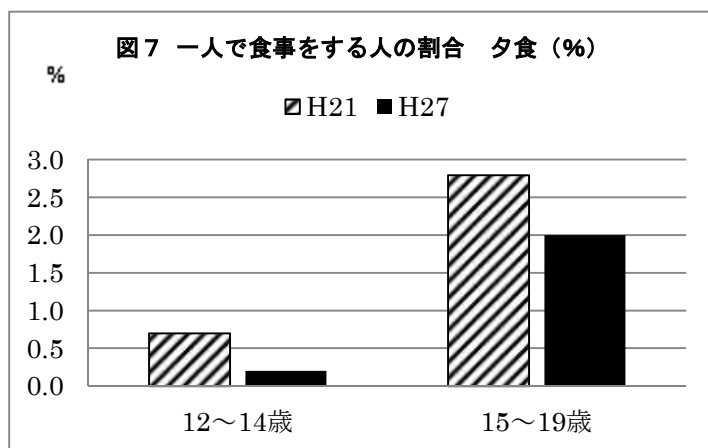
(問) 家族と一緒に朝食を食べるのは週に何日くらいですか

- 1 週3日以上食べる
- 2 週2日くらい食べる
- 3 週1日くらい食べる
- 4 一緒に食べる日はない
- 5 一人暮らしである

・4と回答した人の割合を集計

出典：滋賀の健康・栄養マップ調査

また、「家族と一緒に夕食を食べる日数」についての問いに、一緒に食べる日はないと回答した人の割合は、夕食について 12～14 歳、15～19 歳ともに減少しています。



目標値

減少

(問) 家族と一緒に夕食を食べるのは週に何日くらいですか

- 1 週3日以上食べる
- 2 週2日くらい食べる
- 3 週1日くらい食べる
- 4 一緒に食べる日はない
- 5 一人暮らしである

・4と回答した人の割合を集計

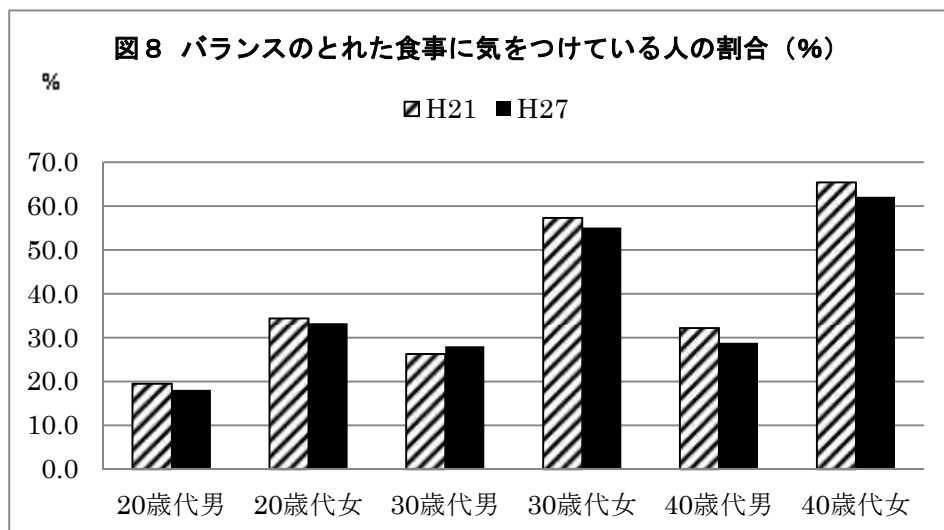
出典：滋賀の健康・栄養マップ調査

家族と一緒に食事をすることは、食の楽しさを実感するだけでなく、食べ物を選ぶ力や食事のマナーを学び、望ましい食生活、食習慣の確立につながることから、一緒に食事をする共食の大切さについて、引き続き啓発することが必要です。

⑤ バランスのとれた食事に気をつけている人の割合

平成 27 年度に実施した「滋賀の健康・栄養マップ調査」によると、「穀類と魚介類、肉類、卵類、大豆製品と野菜を組み合わせた食事を心がけている」と回答した人の割合は、いずれの年代も目標値には達成せず、30 歳代男性以外は減少していました。

バランスのとれた食事への理解と実践を高める食育活動を、保育所、幼稚園、学校、企業等の給食や、地域の食育活動を通じて継続的に行う必要があります。



目標値	20歳代男性	30%
	20歳代女性	55%
	30歳代男性	35%
	30歳代女性	65%
	40歳代男性	45%
	40歳代女性	70%

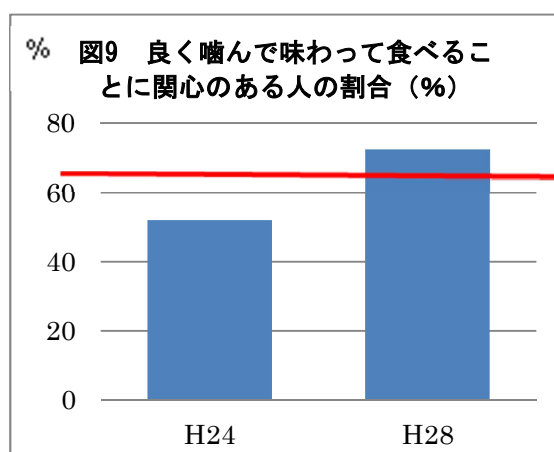
(問) 食生活で気をつけていることの問いに「穀類と魚介類、肉類、卵類、大豆製品と野菜を組み合わせた食事を心がけている」と回答した人の割合を集計

* 平成21年調査では「バランスのとれた食事を心がけている」と回答した人の割合を集計

出典：滋賀の健康・栄養マップ調査

⑥ 良く噛んで味わって食べることに興味のある人の割合

平成 28 年度に実施した滋賀の医療福祉に関する県民意識調査において、良く噛んで味わって食べるなど健康を意識した食べ方に関心がありますかの問いに、「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答した人の割合は増加し、目標値も達成していました。引き続き食べることへの関心が高められるような食育が必要です。



目標値 65%

(問)「良く噛んで味わって食べるなど、健康を意識した食べ方に関心があるか」

- 1 関心がある
- 2 どちらかといえば関心がある
- 3 どちらかといえば関心がない
- 4 関心がない
- 5 わからない

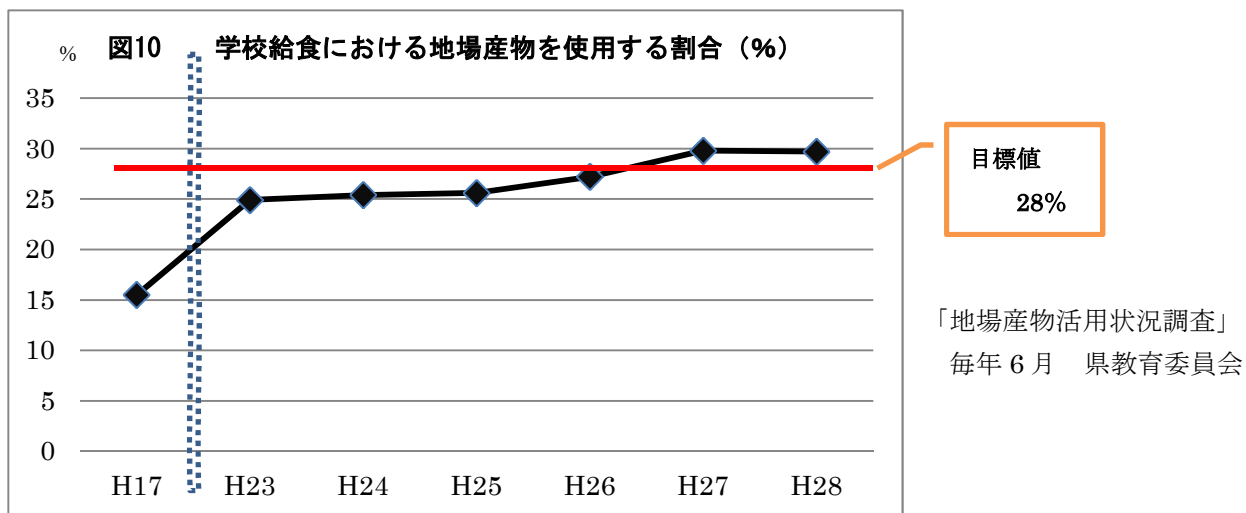
* 1, 2を合わせて関心があると集計

* 滋賀の医療福祉に関する県民意識調査結果

⑦学校給食における地場産物を使用する割合

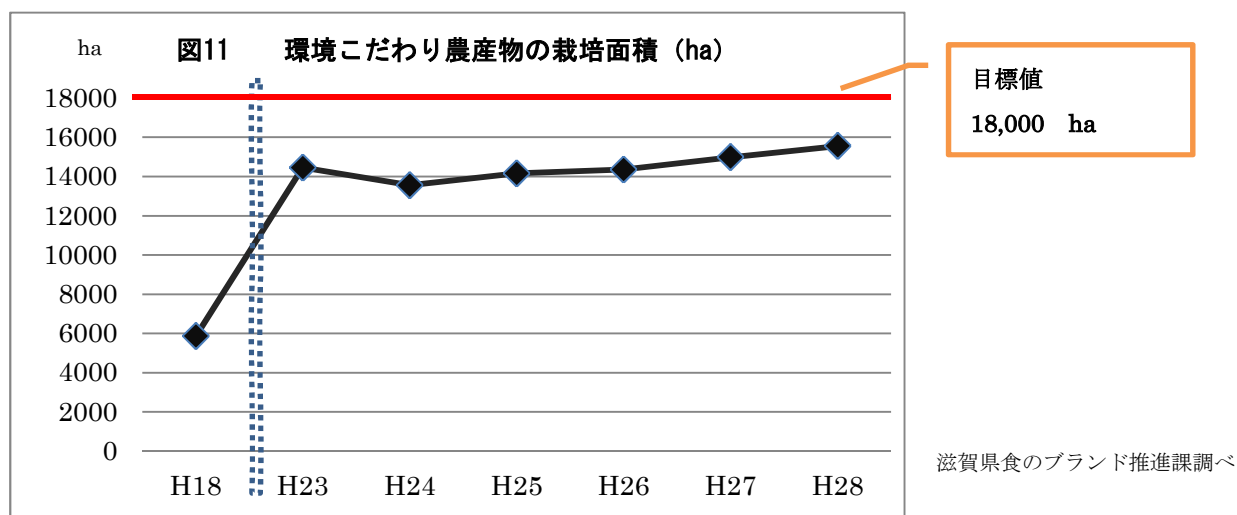
県教育委員会が毎年6月第3週の5日間に行う「地場産物活用状況調査」によると、全食材数に対する県内産と市町内産の農作物や湖魚などの合計数の割合は増加しています。

農家やJAなどと連携することにより、地場産物の活用割合が増加し、平成28年には目標値も達成しています。



⑧環境こだわり農産物の栽培面積

水稻における環境こだわり農産物栽培面積は約 1,000ha 増加したものの、国の支援制度の見直しや、環境こだわり農産物の生産が生産者の所得向上に結びつきにくい等の理由により野菜等の取組面積が伸び悩んでおり、環境こだわり農産物全体の栽培面積は目標に達していません。

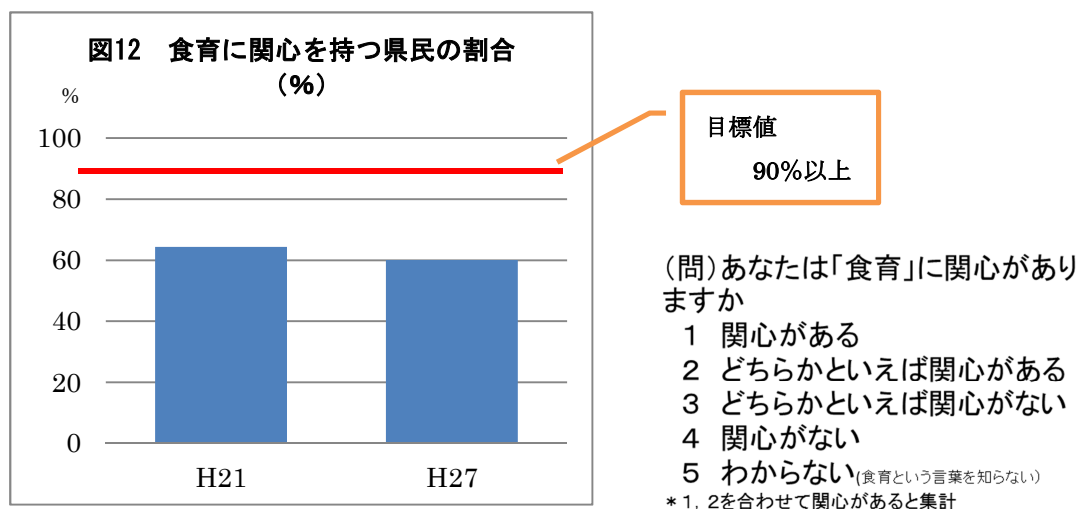


「みずかがみ」などの特徴的な取組と「環境こだわり」をセットにした取組拡大、農地集積が進む担い手によるまとまった取組の推進等により、取組の拡大を図るとともに、環境こだわり農産物の価値や生産者の努力を消費者に伝えることにより、消費の促進を図ることが必要です。

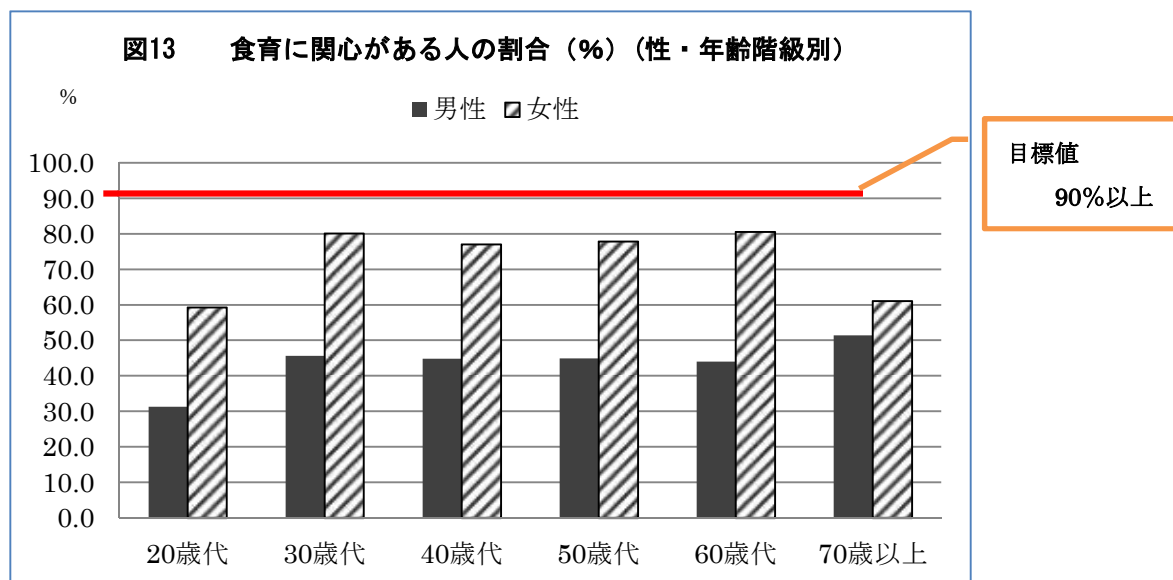
⑨食育に関心を持つ県民の割合

平成 27 年度に実施した「滋賀の健康・栄養マップ調査」によると、食育に関心を持つ県民の割合は、平成 21 年度に実施した同調査と比べて減少していました。

性別、年代別では、どの年代も男性より女性の割合が高く、特に 30 歳代から 60 歳代の女性では約 8 割が関心を持っています。目標値に近づけるよう、男性に対する重点的な啓発が必要です。



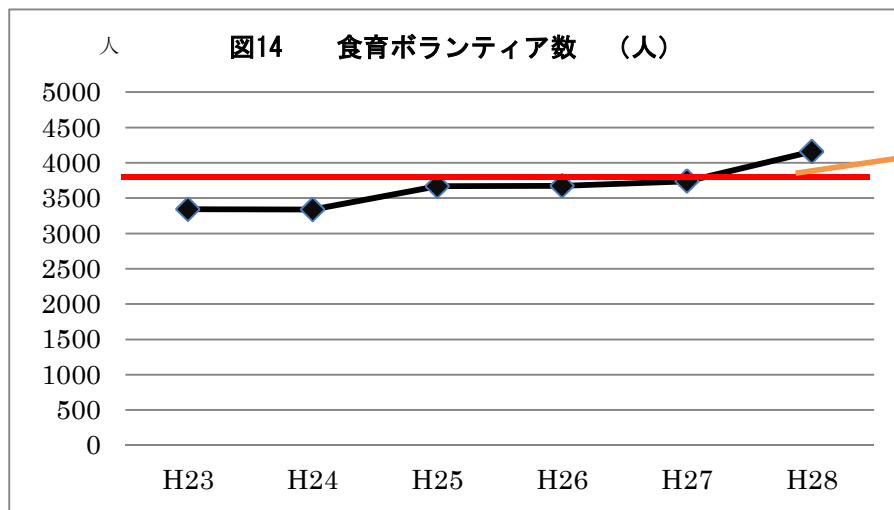
出典：滋賀の健康・栄養マップ調査



出典：滋賀の健康・栄養マップ調査(平成 27 年度)

⑩食育ボランティア数

平成 28 年度のボランティア数は 4,157 人であり、計画策定時の調査結果 3,341 人と比べて増加しています。地域での食育活動に加え、学校保育所等における食育活動の支援のため、今後も食育ボランティア数を増やすとともに、食育の目指す姿を明らかにした食育の推進が必要です。



目標値
3,700 人

問) 県および市町で把握している食育推進に関するボランティア数
(食生活改善推進員【滋賀県では健康推進員】は除く)

*(内閣府) 農林水産省 食育推進計画等に関する調査 (毎年調査)

⑪食育推進計画を策定している市町

県内のすべての市町において、食育推進計画が策定され、行政と関係機関団体が連携した食育を進めています。これら計画の進捗、評価と改定が適切に実施できるよう引き続き支援が必要です。

圏域	市町	計画の名称
大津市	大津市	第3次いのちをはぐむ大津市食育推進計画
南部	草津市	第2次草津市食育推進計画
	守山市	第2次守山市食育推進計画
	栗東市	第2次栗東市食育推進計画
	野洲市	野洲市食育推進計画(第2次)
甲賀	甲賀市	第2次健康こうか21計画(健康増進計画・食育推進計画)
	湖南市	湖南市食育推進計画
東近江	近江八幡市	近江八幡市食育推進計画
	東近江市	東近江市食育推進計画
	日野町	日野町地域福祉・健康づくり・食育計画
	竜王町	竜王町食育推進計画(改訂版)
湖東	彦根市	ひこね元気計画21(第2次)
	愛荘町	第2次愛荘町食育推進計画
	豊郷町	豊郷町健康増進計画及び食育推進計画
	甲良町	甲良町食育推進計画および健康増進計画
	多賀町	多賀町食育推進計画
湖北	長浜市	健康ながはま21(第3期)
	米原市	米原市いきいき食のまちづくり計画(第2次)
高島	高島市	高島市食育推進計画(第2次)

(内閣府) 農林水産省 食育推進計画等に関する調査 (毎年調査)

目標値 100%

第3章 計画のめざすもの

1. 基本理念

子どもの頃から、食に関する知識や食を選択する力を身につけ、食を通して生きる力をはぐくみ、自然からの恵みと関係する多くの人々への感謝の気持ちを養うとともに、地域において人と人との結びつきを深めながら、健康長寿のためのよりよい食生活が実践できるよう、生涯を通じた食育を進めます。

基本理念

「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～食で育む 元気でこころ豊かにくらす滋賀～」

2. 滋賀の食育を進めるための3つ視点

計画の目標達成に向けて、「健康」「環境」「協働」の3つの視点で食育を推進します。

「子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進」

「健康」を視点として、子どもの頃から食に関心を持ち、正しい知識や食を選ぶ判断力を身につけられるような食育を推進し、生涯にわたり健全な食生活を送ることをめざします。

「地域の食文化継承と環境と共生する滋賀ならではの食育の推進」

「環境」を視点として、都市部と農村部が近く身近なところで農業体験を楽しむことができる滋賀の特徴を生かした食育を推進します。

「県民との協働による食育運動の展開」

「協働」を視点として、県内各地域において県民の積極的な参画により、あらゆる世代の人たちが主体的に食育を推進する地域づくりをめざします。

第4章 施策の展開

1. 子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進

(1) 家庭における食育推進

家庭は食育の場として最も重要であり、食生活や食習慣の形成などにおいて大きな役割を担っています。家族の一人ひとりが自分や家族の食生活を大切にし、食についての知識を高め、さらに家族の会話を通じて、望ましい食習慣や食事のマナーなどを身につけられるようにするとともに、食べ物やそれに携わる人々に対する感謝の気持ちを育てます。

【具体的取組】

① 「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動の推進

子どもの望ましい生活習慣を育成し、いきいきとした生活を送れるようにするとともに、地域全体で家庭の教育力や子どもの育ちを支える社会的気運を盛り上げるため、市町や団体等と連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動を推進します。

② 家族そろっての食事の推進

家族で囲む食卓は、食の楽しさが実感できるだけでなく、食や生活に関する基礎を修得する機会になります。また、子どもへの食育を通じて、家族一人ひとりが食に対する関心と理解を深め、食生活の改善が図られるよう、家族そろっての食事の大切さを啓発します。

(2) 学校、保育所等における食育推進

学校、保育所等における食育は、子どもの健全な食習慣や食の安全についての理解を確立するために重要な役割を果たしており、子ども一人ひとりの「食を営む力」が豊かに育まれるよう推進します。

また、栽培活動や食に関する様々な体験、給食の時間における楽しい食事や給食当番活動などを通して、子ども同士や、教職員、保育士等と子どもたちが心を通わせることにより、豊かな心や望ましい人間関係を築き、地域の食文化に触れ、郷土への関心を深められるようにします。

【具体的取組】

① 食育推進体制の整備

各学校においては、食育推進体制を確立し、学校長のリーダーシップのもとに関係教職員が連携・協力しながら組織的な取組を進めます。

家庭や地域との連携が重要であることから、栄養教諭※等が中核となり積極的に関係機関や団体、ボランティアと連携・協力し、様々な取組を行います。

地域の人々や企業・団体・NPOなどが学校を支援する仕組みづくりを推進します。

② 食に関する指導の充実

各学校では、学習指導要領を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じて、食に関する指導の全体計画を策定し、学校教育活動全体の中で体系的、継続的に食に関する指導を行います。

さらに、保護者に対する効果的な啓発活動や情報発信を行うことにより、家庭において

健全な食習慣の定着が図られるよう働きかけるとともに、PTAや地域等と連携した取組を進めます。

また、関係教職員を対象にした研修会を通して、食育の重要性・必要性の理解を促進するとともに、指導内容の充実を図ります。

③ 学校における「食育の日」の取組推進

毎月一回の「食育の日」を、地域・学校の特色や実態にあわせて各学校で実施します。月ごとの食育の日の目標にそって、食に関する指導を工夫して実施するとともに、児童会・生徒会による発表や情報発信、伝統的な食文化に触れる機会の提供や地域の生産者等との交流の場になるように取組を進めます。

④ 地場産物を取り入れた学校給食の実施

身近にとれる地場産物を学校給食に使用することで、学校給食を「生きた教材」として活用し、子どもたちが食材を通じて地域の自然や文化、滋賀の農業等について理解を深め、食べ物と生産者への感謝の気持ちを持てるようにします。

また、各地域の地場産物の調達・納入方法については、関係機関が中心となって連携体制を整えます。

⑤ 体験活動の推進

学校内外で取り組まれている農林漁業体験活動を、食に関する指導と関連させることにより効果的に活用していきます。

特に小学校においては、子どもたち自らが「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した農業体験学習（「たんぼのこ体験事業」等）の実施やフローティングスクール※の食育タイム等、様々な機会をとらえた体験活動や調理実習を通して食べ物や食べることの大切さ楽しさを学ぶ食育を推進します。

⑥ 就学前の子どもに対する食育推進

保育所、幼稚園および認定こども園等における食育は、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」などを基本とし、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とする全体的な計画に基づいた食育計画を作成し、保育課程や指導計画に位置付け、職員の共通理解、連携のもと、組織的な活動が展開されるよう進めます。

また、保育所等から家庭への通信、保護者参加による調理実践、食に関する行事、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供など、家庭や地域と連携・協力した食育の取組が推進されるよう努めます。

（３）地域、企業等における食育推進

死亡原因の約６割を占める生活習慣病を予防するうえで、食生活の改善は重要です。このため、県民一人ひとりが、主食・主菜・副菜がそろった栄養バランスに優れた日本型食生活※を実践し、健全な食生活を実践できるように取組を進めるとともに、食環境の整備を進めます。

また、食育を効果的に推進するために、食生活に関する基本的な指針を定めた「食生活指針」※や、「何を」「どれだけ」食べたらいいかをわかりやすく示した「食事バランスガイド」※、世代区分等に応じた具体的な取組を提示する「食育ガイド」※を活用します。

【具体的取組】

① 生活習慣病予防のための食育推進

「滋賀の健康・栄養マップ」調査※の結果から把握した県民の食生活や健康についての課題解決にむけ、健康推進員等関係団体が行う食育活動を推進します。

さらに、行政、医療機関、保険者が行う各健康診断等に合わせて、健康を維持するための望ましい食事のとり方や身体活動・運動の大切さに関する指導等を進めます。

② 若い世代への食育推進

若い世代は、食に関する知識や意識、実践状況で、他の世代より課題が多く、食育への関心も低い世代です。この若い世代を中心に食への意識、関心を高めるとともに、食に関する正しい知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できるような取組を、大学、企業等と連携協力して進めます。

③ 歯科保健活動における食育の推進

県民が生涯を通じて健やかで豊かな生活を過ごすために、良く噛むことや食べる速さにも着目し、口腔の健康や口腔機能の獲得・維持・向上に関連させた食育を推進します。

具体的には「8020 運動」の推進によって、80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保ち食生活の質を高めることや、食事に感謝の気持ちを抱いて十分に噛んで味わうことにより身体と心の栄養をとりこむ食べ方として「噛ミング 30（ひとくち 30 回以上噛むことを目標とする）」をキャッチフレーズとして歯科保健分野からの食育を推進します。

④ 食品関連事業者および給食施設における食育の推進

消費者との接点を有する食品関連事業者等が行う食に関する情報や様々な体験活動の機会の提供が積極的に取り組まれるように支援します。

また、企業の社員食堂等において、健康に配慮したメニューや栄養・食生活等に関する情報が提供されるよう支援します。

（４）豊かな高齢期のための食育推進

高齢者では、そしゃく嚥下能力等口腔機能の低下、消化・吸収率の低下、運動量の低下に伴う食事摂取量の低下から、低栄養や虚弱の状態が課題となることから、高齢者の個々の特性に応じた身体・生活機能の維持向上のための食育を推進します。

また、高齢者の持つ食文化や食に関する知識や経験を次世代に伝える食育を推進します。

【具体的取組】

① 低栄養予防のための食育推進

健康寿命の延伸に向けて、個々の高齢者の特性に応じて生活の質の向上が図られるよう、主食・主菜・副菜がそろった栄養バランスのとれた食生活や、よく噛んでおいしく食べることの重要性について、市町が行う介護予防の取組や、関係団体が行う講習会を通じて普及啓発活動を推進します。

② 高齢者自らが伝える食育の推進

地域において、高齢者自らが食文化や食に関する知識、経験を次世代に伝える食育活動を推進します。

（５）情報の共有・発信

健全な食生活を営むためには、食品の安全性をはじめとして、食生活や健康に関する正しい知識を有し、食を選択する能力が必要です。

さらに、食品の安全・安心を確保するためには、行政、生産者・事業者、消費者が情報を共有し、相互に信頼関係を確立することが望まれます。

また、食に関する様々な情報が発信されている中、健全な食生活を通して、健康を維持するためには、食品や食生活、健康に関する正しい知識が必要なことから、食に関する正しい情報の共有・発信を進めます。

【具体的取組】

① 県民への食に関する幅広い情報の提供

より安全・安心な農畜水産物の生産・流通に関する情報や旬の情報、飲食店や企業の社員食堂の献立に関する栄養成分表示や健康づくり情報を提供し、消費者のよりよい食の選択を支援します。

② リスクコミュニケーション※の推進

消費者、生産者・事業者、行政による相互理解と情報の共有化を図るため、食の安全・安心シンポジウムや地域における意見交換会を開催し、三者によるリスクコミュニケーションを推進します。

③ 「滋賀の健康・栄養マップ」調査の実施

県民の栄養摂取状況と生活習慣に関する現状を把握し、食育および健康づくり施策を総合的に推進するため、「滋賀の健康・栄養マップ」調査を定期的の実施します。

２．地域の食文化継承と環境と共生する滋賀ならではの食育の推進

（１）もったいないの心と地域の食文化の継承

本県は、中央に琵琶湖をかかえ、周囲を比良、伊吹、鈴鹿山系などの山々に囲まれ、その土地の産物や四季折々の旬の食材を使っただけの行事食や伝統的な料理が食卓を彩りましたが、これら昔ながらの伝統が姿を消しつつあります。これらを伝える人の育成や交流の場の提供を通じて、先人が築いた食のあり方を理解することや、食文化の継承に努めます。

さらに、琵琶湖や身の回りの自然環境、地域や農ならびに食を大切にする心を養い、購入から調理、消費、廃棄までの各段階で環境に配慮した食生活を広めます。

【具体的取組】

① 食文化継承活動や情報提供

本県の豊かな食材、食文化の良さを子どもたちに伝えていくことは食文化の継承のために重要な役割を果たします。

今後、地域や学校などにおいて、食に関する豊かな知識や経験を有する高齢者や団体等と連携することによって、本県の食材や食文化などの継承活動や情報提供を進めます。

② 伝統食、行事食の伝承や体験活動等の取組の推進

栄養バランスに優れた日本型食生活の保護と次世代への継承のため、地域の伝統食、行事食の伝承や体験活動などの取組を推進します。

③ 環境に配慮した食生活の推進

家庭やお店で食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）の削減は、資源の有効活用や廃棄物の減量につながります。不要な食材は買わない、お店では食べきれぬ量を注文するといった取組が必要です。製造、流通、消費に至る食品関係事業者、各種団体、行政等が連携を深めながら県民運動を展開し、店頭でのチラシ配布、ポスター掲示、イベントの開催やホームページでの発信等を通じて環境に配慮した食生活の普及啓発を行います。

（２）地産地消※の推進

本県は近江米、近江牛、近江の茶、野菜、湖魚など多くの農畜水産物が生産され、特に近江米は、滋賀の自然と豊かな地域の文化の礎であり地域農業の要です。

そこで、近江米の消費拡大を推進するとともに、地域で生産される農畜水産物を地域で消費する地産地消を推進し、地域の農畜水産物の豊かさや魅力、その作り方や食べ方、滋賀ならではの琵琶湖や周辺環境に優しい「環境こだわり農業」※、農家の思いなど食べ物をめぐる多くの情報を提供していきます。

【具体的取組】

① 地産地消推進キャンペーンの展開

食品販売事業者等と県が協働して地産地消を推進する「おいしが うれしが」キャンペーンの展開や、各地域で開催されている地産地消推進会議等により、関係者が一体となって地域の農畜水産物の利用を促進します。

② 学校給食での地産地消の推進

学校給食での米飯や米粉の利用拡大とあわせて、学校給食向けに野菜を継続的に生産する取組を推進し、学校給食への地場産物の利用拡大を図ることにより地産地消を推進します。

③ 県産食材の消費拡大と情報提供

近江米、近江牛、近江の茶、野菜、湖魚など地域の農畜水産物を取り扱う県内卸売市場や直売所の活性化、量販店での地場産物コーナーの設置、加工・飲食部門における取扱いの促進などを図り、消費者が県産食材を購入・消費できる機会を拡大します。

また、メディアやホームページ、SNSさらには店頭等において、滋賀ならではの農畜水産物の情報や旬の食べ物がもつ本来の味や季節感、生産者の栽培のこだわりや農業への思いなどを消費者に伝え、地産地消のさらなる推進を図ります。

（３）生産者と消費者の交流促進

近くに大消費地である京阪神をかかえた農業地域であると同時に、県内においても都市部と農村部が混在しているという本県の地理的特性を生かして生産者と消費者の交流を促進します。

【具体的取組】

① 農業体験や産地訪問を通じた交流の推進

農や食に関する団体等と連携し、身近な農地で栽培体験や収穫体験等ができる場や情報をできるだけ多数提供し、生産者と消費者の交流を進めることにより、そのきずなを深めます。

農業の営みは、食を生み出すとともに、多様な生きものの生息場所を確保するなど、さまざまな役割を果たしていること、また、これらは食に関わる人々の様々な活動に支えられていることなどを出前授業等を通して伝え、子どもたちの農業や食に対する理解促進を図ります。

② 都市と農山漁村の交流活動の推進

農山漁村は多様な食を生み出す場であるとともに、そこに住む人々によって育まれた文化や景観などを保持しており、食育を進める上で重要な役割を果たすことから農家民宿※を始めとする農山漁村滞在型旅行の受入体制の整備やネットワークの構築、人材育成、情報発信等を推進します。

③ 観光客への情報の提供

地場産物に対するニーズの高まりに対応し、近江米、近江牛、近江の茶、野菜、湖魚など滋賀の誇る食材や伝統食の情報、県内の直売所情報、および農業体験に関する情報等を提供します。

（４）安全・安心で琵琶湖に優しい「環境こだわり農業」※の推進

本県では、より安全で安心な農産物を消費者へ提供するとともに、琵琶湖やその周辺環境と調和のとれた農業生産を行う「環境こだわり農業」が広がっています。

琵琶湖や身のまわりの自然環境、そして食を大切にすることを養うとともに、この「環境こだわり農業」が琵琶湖や身近な環境を守ることにつながることを広く伝えます。

【具体的取組】

① 琵琶湖に優しい「環境こだわり農業」の理解促進

生産者が琵琶湖のために努力していることを、美味しさとあわせて積極的に発信するとともに、食や農に関心の高い団体等と連携して「環境こだわり農産物」を食べることが琵琶湖の水を守ることにつながることを、広く県内外に伝え、理解を促進します。

あわせて、次代を担う子どもたちが、将来、琵琶湖を守り滋賀の豊かな食と農を支える人として育つよう、学校や地域等と連携し、本県農業を学ぶ学習補助教材等を活用するなど、子どもたちの理解促進を図ります。

② 「環境こだわり農産物」※の利用拡大

「環境こだわり農産物」の生産振興とともに、県内直売所や販売店、食品事業者の取扱いの拡大を促進することにより、消費者が購入できる機会を拡大します。

また、学校給食への「環境こだわり農産物」の導入を推進し、子どもたちの地域や農業、そして琵琶湖に対する愛着心を育てる食育を推進します。

3. 県民との協働による食育運動の展開

(1) 食育推進体制の整備

食育を推進するためには、県民一人ひとりが主体的に実践的な取組をすることが必要です。このため、学校や保育所、家庭や地域、企業などあらゆる場所と機会をとらえ、多くの県民が食育活動に参加することができるよう、県民に食育の意義や必要性を啓発するとともに関係機関、団体が連携・協力し、県民運動としての展開を図ります。

【具体的取組】

① 市町食育推進計画の推進の支援

食育を県民運動として展開するため、各市町食育推進計画に基づく食育が効果的に進められるよう、食育に関係する情報の提供や進捗管理、計画評価の支援をします。

② 「滋賀県食育推進ネットワーク」※による食育推進運動の展開

「滋賀県食育推進ネットワーク」を母体とし、計画推進のための活動の展開および会員相互の連携による食育活動の実践を促進します。

③ 淡海子ども食堂等による食育推進活動の展開

子どもや高齢者を含むすべての県民が健全で充実した食生活を実現できるよう、地域の支え合いの場である淡海子ども食堂等の活動を通じ、食を通じたコミュニケーションや豊かな食体験につながる共食の機会を提供します。

(2) 食育推進活動者等の育成・支援

地域における食育を効果的に進めるため、食育活動を実践する関係機関、団体と協力して食育推進活動者の育成を進めるとともに、これらの食育推進活動者に関しての情報を広く提供し、子どもから大人までの食育活動を促進します。

【具体的取組】

① 食育推進活動者の育成

家庭、学校、保育所、地域等が連携した食育推進のために、専門知識を備えた管理栄養士、栄養士等の育成に努めます。

また、農畜水産物の生産・加工・流通、食文化継承などの幅広い分野で、子どもから大人まで世代をこえた食育推進活動が実践できるよう、人材育成に努めます。

② 農林漁業者、食品関連事業者などによる体験機会の提供

県民が、食料の生産から消費までの食に関する体験活動に参加するとともに、食育推進のための活動を実践できるよう、農畜水産物の生産や流通に関する体験などの機会を提供することを促進します。

(3) 食育推進運動の普及・定着

食育推進にあたっては、県民や関係者がそれぞれの役割に応じて主体的に活動するとともに、連携・協力した取組が実施されるような環境づくりを促進します。

【具体的取組】

① 「食育月間」「食育の日」の積極的な展開

国が定める「食育月間（6月）」や「食育の日（毎月19日）」にあわせて、家庭、学校、幼稚園・保育所、食品関連事業者等と連携を図り、広報啓発活動やイベントなどを実施し、本県のめざす食育の県民への浸透を図ります。

② 各種団体等との連携協力体制の確立

食についての環境は県内でも大きく違うため、PTA等の社会教育関係団体の活動に広く推進を呼びかけ、地域の実情に応じた自然を生かした活動や体験によって楽しく食を学ぶ機会をつくれます。

第5章 食育の推進に向けて

1. 食育推進の体制と役割

食育を県民運動として広く推進するためには、行政をはじめ関係機関、団体や地域、家庭にいたるまでの意識づけと連携を図ることが重要です。そのため各々の立場から役割を明らかにし、課題解決にむけた具体的取組の実効性を高めることとします。

(1) 県の役割

県は「滋賀県食育推進計画（第3次）」に基づき食育を県民運動として推進するために、庁内関係課と連携して必要な施策を展開するとともに、食生活や健康づくりの基本である家庭をはじめ、市町、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、関係機関・団体、企業における自主的な取組を促進します。

そのために、食育に関する多様な関係者からなる「滋賀県食育推進ネットワーク」を推進母体として、食育に関する県民運動を展開するとともに、すべての食育関係者と連携を密にしながら必要な情報の提供、人材の育成など食育活動を積極的に支援します。

(2) 市町の役割

市町は、県との連携を図りつつ、本計画を踏まえた食育推進計画の改定を進めるとともに、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、関係機関・団体等と連携して、その地域の特性を生かした自主的な施策を展開することが求められます。

(3) 家庭の役割

家庭は、食生活の礎を築く重要な場です。家庭における食事作りは、買い物を通して、食を選択する力を身に付けたり、調理方法を習得したりする機会となります。

また、家族で共食することは、コミュニケーションの場となり、食事の楽しさを体感し、食事のマナーや感謝の気持ちを身につける機会となるなど食育の重要な役割を担っています。

(4) 学校、保育所、幼稚園および認定こども園等の役割

学校、保育所、幼稚園および認定こども園等においては、この時期が子どもの発育・発達の重要な時期にあることを踏まえて、食育の計画の策定およびその推進体制を整備するとともに、関係職員の意識や資質の向上、食に関する指導の充実に努めます。

また、学校、保育所等における給食が生きた教材となるように地場産物や旬の食材を活用し、栄養教諭・栄養士等が中核となって、家庭や地域と連携しながら、食に関する指導を行うことで、学校等における食育を推進します。

さらに、子どもの発達段階に応じて、農林漁業体験や栽培活動、調理体験等様々な体験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育てます。

（５） 企業等の役割

企業等においては、従業員の健康づくりや生活習慣病の発症・重症化予防につながる健全な食生活の推進のため、健診結果に基づく栄養指導、社員食堂における健康に配慮したメニュー提供や栄養表示の推進、栄養・食生活に関する情報提供等を行うことが求められます。

（６） 関係機関および団体の役割

食育の取組は幅広い分野にわたるため、県民が主体的に食育を実践するためには、医療および保健、教育、保育、農林漁業、食品関連事業者等の関係機関は、それぞれの専門的立場から県民の主体的な食育実践を支援することが求められます。

また、健康や食事文化継承を推進する団体等食育ボランティアは、地域や他の実施主体と連携した食育の実践が求められます。

（７） 生産者、食品関連事業者の役割

農作業体験等の学ぶ機会の提供や、環境こだわり農産物をはじめとする安全・安心な地場産農畜水産物等の食品の提供、さらには、生産するための苦労、環境との共生や自然の恵みへの感謝の気持ち、生命を育む産業としての重要性などについて理解が深められるような情報を提供し、それらが消費者に理解してもらえるような交流活動を実施することが求められます。

２．計画推進に向けた指標と数値目標

第３次食育推進計画においては、第２次食育推進計画を踏まえ、「【継】目標を達成しておらず引き続き目指す指標」「【改】目標は達成したが一層推進を目指し目標数値を改めた指標」「【新】新たに設定する必要がある指標」を設定します。

表３ 滋賀県食育推進計画（第３次）の指標と現状値、目標値

指標 ①から⑦の数字は出典			現状値	目標値 (H35)
【継】やせの人の割合の減少	女性 15～19 歳	①	20.5%	15%
	女性 20 歳代	①	20.4%	15%
【継】肥満者の割合の減少	男性 20～60 歳代	①	25.8%	22%
【継】朝食の欠食率の減少	小 5	②	2.8%	1%
	中 2	②	5.1%	3%
	高 2	②	8.4%	5%
	男性 20 歳代	①	24.3%	15%
	男性 30 歳代	①	18.7%	15%

【継】 バランスのとれた食事に 気をつけている人の割合の増加	20 歳代男性	①	18.1%	30%
	20 歳代女性	①	33.3%	55%
	30 歳代男性	①	28.0%	35%
	30 歳代女性	①	55.1%	65%
	40 歳代男性	①	28.8%	45%
	40 歳代女性	①	62.1%	70%
【改】 良く噛んで味わって食べることに 関心のある人の割合の増加		③	72.5%	80%
【改】 学校給食における地場産物を使用 する割合の増加		④	29.7%	30%
【新】 環境こだわり農業の県民の認 知度		⑤	47.1%	50% (H32)
【新】 「おいしがうれしがキャンペー ン」の県内登録店数		⑥	1,388 店舗	1,600 店舗 (H32)
【継】 食育に関心を持つ県民の割合 の増加		①	60.1%	90%以上
【改】 食育ボランティア数の増加		⑦	4,157 人	4,500 人

- 出典
- ① 滋賀の健康・栄養マップ調査（滋賀県 H27）
 - ② 朝食摂取状況調査（滋賀県教育委員会 H28）
 - ③ 滋賀の医療福祉に関する県民意識調査（滋賀県 H28）
 - ④ 地場産物活用状況調査（滋賀県教育委員会 H28）
 - ⑤ 県政世論調査（滋賀県 H28）
 - ⑥ 滋賀県食のブランド推進課調べ（滋賀県 H28）
 - ⑦ 食育推進計画等に関する調査（農林水産省 H28）

3. 計画の進行管理

計画の推進にあたって、施策を効果的に推進していくため、滋賀県食育推進協議会において、目標の達成状況を含めてその進捗状況を適切に把握し、これを関係者だけでなく、広く県民にも明らかにするように努めます。

用語説明

●栄養教諭

児童・生徒の栄養の指導および管理をつかさどる教員のこと。（学校教育法第28条第8項）小中学校等における食育の推進をめざして平成17年度から設置された。

●環境こだわり農業

化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止する等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産する農業。

●環境こだわり農産物

県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産された農産物。

●「滋賀の健康・栄養マップ」調査

県民の健康および栄養に関する現状と課題を把握するために、昭和61年度より5年に一度実施している調査。

●滋賀県食育推進ネットワーク

滋賀県内の食育関係団体相互間において、情報の交換、交流、活動の協力等を活発に行い、県民の健全な食生活の実現と食育の一層の推進を図ることを目的に設置したもの。

●食育ガイド

乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージのつながりを大切にし、生涯にわたりそれぞれの世代に応じた具体的な取組を促すための資料として、平成24年に内閣府が作成したガイド。

●食事バランスガイド

平成17年6月に「食生活指針」を具体的な行動に移すためのものとして、厚生労働省と農林水産省が策定したもの。望ましい食事のとり方やおよその量がわかりやすくイラストで示されている。

●食生活指針

10項目から構成される食生活に関する基本的な指針。平成12年3月、当時の文部省、厚生省、農林水産省が、国民の健康の増進、生活の質の向上および食料の安定供給の確保を図るために策定したもの。

●地産地消

地域で生産された食材をその地域で消費すること。生産された農産物を地域で消費する活動を通じて、消費者と生産者を結びつけ、信頼関係を構築する取組。

●日本型食生活

昭和50年代半ば頃に実践されていた、米を主食として水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れたわが国独自の食生活。

●農家民宿

農林漁業者等が経営し、宿泊客に農作業や郷土料理づくりなどを体験してもらう宿泊施設。

●フローティングスクール

滋賀県の特性を生かして、県内の小学生5年生全員を対象に、学習船「うみのこ」による1泊2日の宿泊体験学習を行っている。

●リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、リスク評価者（食品安全委員会）、リスク管理者（厚生労働省、農林水産省、消費者庁など）、消費者、生産者、事業者、その他の関係者の間で、食品等のリスクに関する情報や意見を相互に交換すること。